

平 2 5 防 建 第 5 1 6 号  
平成 25 年 (2013 年) 7 月 31 日

山口県都市計画審議会  
会長 三浦 房紀 様

防府市長 松 浦 正 人

## 防府都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

防府都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書きの規定により、貴会の意見を求めます。

### 記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

#### 1 敷地の位置

- |               |                       |
|---------------|-----------------------|
| (1) 地名地番      | 防府市新築地町 20 番 2、19 番 9 |
| (2) 用途地域      | 工業地域                  |
| (3) 防火地域      | 指定なし                  |
| (4) その他の地域地区等 | 建築基準法第 22 条区域         |

- 2 申請者 防府市大字江泊 315 番地の 1 株式会社宮本建材
- 3 用途 産業廃棄物処理施設
- 4 敷地面積 3,658.80 m<sup>2</sup>
- 5 建築面積 975.50 m<sup>2</sup>
- 6 延べ面積 1,208.12 m<sup>2</sup>
- 7 建物概要 鉄骨造 2 階建て 他
- 8 処理能力 がれき類の破砕処理：240t／日
- 9 周囲の状況

敷地は、JR 山陽本線防府駅から南東約 2.3km に位置し、三田尻湾に近接する工業団地内にあり、隣接する住宅はありません。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となるがれき類を破砕処理する施設です。当該施設で破砕処理されたものは、建材として再資源化され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第 87 条第 2 項において準用する同法第 51 条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書きの規定を適用しようとするものです。